

がっこうせいにかつ 学校生活のきまり

生徒は、愛知県立半田商業高等学校定時制の一員であることに誇りを感じ、自己の行動に責任を持つこと。また、本校の諸規則を守り、教養を高め、心身ともに健康な人となるよう努めること。さらに、個性を伸ばすとともに品格を高め、社会の発展に貢献できる資質と実力を養うこと。

1 生活規律

(1) 登下校

ア 登校は時間に余裕を持って行き、午後5時20分までに定められた教室で始業を待つ。

イ 身分証明書を常に携帯する。

ウ 公共交通機関に遅延が発生し、遅刻となる恐れが生じた場合は必ず「遅延証明書」を発行してもらい、担任へ申し出る。

(2) 欠席・遅刻・早退等

ア 欠席・遅刻をする場合は、午後5時10分までに担任へ電話連絡する。連絡は原則保護者にしてもらう。(TEL 0569-21-0251)

イ 遅刻・早退の場合は職員室で入退室許可の手続きをする。また、早退の場合、帰宅時に学校へ電話連絡する。

ウ 遅刻・欠席・早退指導については別紙のとおりとする。

エ 学校感染症(インフルエンザ・百日咳・風しん・麻疹など)として医師が診断した場合は、担任へ連絡し完治するまでは登校を控える。

オ 忌引は父母7日以内、祖父母・兄弟姉妹3日以内、伯叔父母・曾祖父母1日以内とする。

カ 長期に渡る欠席は医師の証明書等を提出する。

(3) 校内生活

自他の人権を尊重し、多様性を認め合える雰囲気づくりを心がける。他者を傷つけるような言動、行動、態度の一切を禁止する。

ア 始業から終業までは許可なく校外へ出ない。

イ 校舎、校具、その他公共物品は丁寧に扱うこと。破損・汚損した場合は速やかに届け出る。また本人の責任による場合は実費弁償とする。

ウ 不必要な金銭や貴重品は持参しない。また、貴重品は身につけて管理するか個人ロッカーを活用して管理の徹底・盗難防止を図る。

エ 物品の紛失、拾得、盗難は速やかに職員室へ届け出る。

オ 授業・S・T・清掃・給食中の携帯電話の使用は禁止する。携帯電話は電源を切るかマナーモードにし、鞆の中へしまう等適切に管理する。

カ 校内において、許可なく火気を使用してはならない。

キ 校内では歩きながら物を食べてはならない。また授業・S・T・清掃・学校行事中の飲食を禁止する。

ク 校内ではイヤホン、ヘッドホンの使用を禁止する。

(4) 校外生活

ア 言動、行動、態度に注意し、相手を尊重し学校の名譽を傷つけない。また自己の品位を失わないように

する。

イ 交友関係は相互の人格を尊重し、節度あるものでなければならない。また高校生として望ましくない相手との交友・接触は避ける。

ウ 公共交通機関を利用する場合は公衆道徳を守り、他の乗客の迷惑にならないよう配慮する。

エ 就業については高校生としてふさわしい仕事であれば認める。ただし学業に差し支えがある場合は認めない。

2 身だしなみ規律

身だしなみは清潔にして簡素なもので、生徒として品位を保ち、社会通念上認められるものでなければならない。他人に威圧感や不快感を与える下記のものは禁止する。

(1) 服装

ア 肩やへそを出す等の露出の多いもの。

(2) 頭髪

ア 剃り込み等奇抜な髪型。

イ 華美な染色（金・赤・ピンク・青・緑など）等。

(3) その他

ア 過剰なピアス、顔ピアス（目・鼻・口含む）や入れ墨等。

イ 付け爪や装飾品等の授業に支障が出るもの。

ウ 華美な化粧・華美なカラーコンタクト等。

3 交通安全に関する規律

(1) 交通安全に関する理解を深め、交通法規を守る。

(2) 校内では自転車および原動機付自転車の乗車を禁止する。

(3) 自転車または原動機付自転車で通学する生徒は雨天時はカッパを着用する。傘さし運転は禁止する。

(4) 自動車学校入校や自動車等免許取得については生徒指導部の許可を得る。

(5) 自転車、原動機付自転車、自動車で通学する者は車両点検を受け、車両通学許可を受ける。

(6) 原動機付自転車、自動車通学に関しては以下の条件を満たし、申請書を提出し、許可する。

ア 通学、通勤距離が片道5 km以上あること。

イ 免許取得後、半年を経ていること。

ウ 自賠責保険・任意保険に加入していること。

エ 違法改造車両でないこと。

オ 原動機付自転車は50 ccのスクータータイプであること。

カ 本校生徒の同乗をさせないこと。

また、自動車での通学は正社員として就業しており、生活態度良好で自動車通学の必要性のある者に限る。ただし特別な事情がある場合は別途審議する。

(7) 交通事故が発生した場合は、軽いけがや外傷がなくても必ず警察・学校に届け出る。

ア 交通事故で被害者となった場合は、必ず相手の氏名、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等を記録する。

イ 交通事故で加害者となった場合は、道路交通法に則り速やかに警察へ連絡、相手の救護、安全確保措置等を取る。

4 禁止事項

校内、校外、インターネット（PC・携帯電話）等を問わず下記の事項は禁止する。

- (1) いじめ・嫌がらせ・暴力行為。万が一いじめを受けた・自撃した場合、被害状況を詳細に記録し保護者及び教員に速やかに報告する。

※いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

- (2) 飲酒・喫煙（20才以上であっても、本校の教育活動が行われる場では禁止）。
- (3) 学割・定期乗車券の不正使用。
- (4) 犯罪等に関与する行為。
- (5) 学校の名譽を損なう行為。
- (6) プライバシーを侵害する行為。
- (7) 著作権等を侵害する行為。
- (8) 他人を誹謗・中傷する行為。
- (9) その他法律・条例等に違反する行為、高校生にあるまじき行為（他生徒への迷惑行為、無断欠席、無断自動車・原付通学、粗暴行為、指導拒否など）。

5 問題行動時の指導

- (1) 生徒が問題行動を起こした際、当該生徒が反省の意志を示し、学校の指導により改善が見込まれる場合には、特別指導を行う。
- (2) 特別指導措置申し渡しには、保護者の同席を求める。生徒が成人の場合は本人のみとする。
- (3) 特別指導措置の種類を次のように定める。

ア 校長訓戒

イ 謹慎（家庭謹慎、学校謹慎）

6 諸届

- (1) 住所の変更または保護者の住所の変更があった場合は速やかに担任へ届け出る。
- (2) 学割の交付を希望する者は、事前に担任へ届け出て交付を受ける。

「学校生活のきまり」の見直しの手続きについて

1. 生徒は、「学校生活のきまり」の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒指導グループの審議を経て、職員会議で議論し承認を得た後、校長に対し、「学校生活のきまり」の変更を求めることができる。
2. 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、「学校生活のきまり」の変更が必要と判断したときは、保護者・評議員等から意見を聴取し、職員会議でその内容を議論する。
3. 校長は、保護者・評議員等からの意見や職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、「学校生活のきまり」の変更について決定する。